

第78回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 27 年 4 月 6 日 (月) 13:00～15:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 C 会議室
- 3 出席者
会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
委員 小木曾 綾 中央大学法科大学院教授
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長
同 平川 和子 東京フェミニストセラピィセンター所長
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 第4次男女共同参画基本計画(基本的な考え方)について
 - (2) 男女間における暴力に関する調査について(報告)
 - (3) ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業について(報告)
 - (4) ストーカー総合対策について(報告)
- 3 その他
- 4 閉会

(配布資料)

- 資料 1 女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿
- 資料 2 第4次男女共同参画基本計画の構成(案)
- 資料 3 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】
- 資料 4-1 男女間における暴力に関する調査報告書【概要版】
- 資料 4-2 男女間における暴力に関する調査報告書
- 資料 5-1 ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業報告書【概要版】
- 資料 5-2 ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業報告書
- 資料 6-1 ストーカー総合対策【概要版】
- 資料 6-2 ストーカー総合対策

(議事録)

○辻村会長 時間になりましたので、「第78回男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、第4次男女共同参画基本計画の「基本的な考え方」(案)が配付されていると思いますけれども、これにつきまして、これまで起草ワーキングチームで検討してまいりました。その結果について事務局から説明をいただいて、委員の皆さんから御意見をいただくという予定にしております。

さらに、3月末に暴力対策推進室で公表いたしました男女間における暴力に関する調査、ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業、そして関係省庁において取りまとめを行いましたストーカー総合対策についての報告を事務局側からしていただく予定にしております。

最初に、4月1日付けで人事がございまして、男女共同参画局の推進課長が異動になっておりますので、一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大隈推進課長 4月1日付けで推進課長を拝命いたしました大隈と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

本日はこの専門調査会が終わりました後、3時から起草ワーキングチームが開催予定ですので、関係者の方々はそれぞれ御退席いただいて結構でございます。

それでは、机上に資料が配付されておりますので、配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 では、最初に委員の御退任について報告をさせていただきます。本専門調査会の委員のうち、3月22日付けをもちまして苅米委員と田島委員、それから4月3日付けをもちまして柿沼委員が御退任になっておりますので、報告をさせていただきます。

引き続きまして、資料の確認をさせていただきます。

1枚、議事次第の後、本日の出席者。

配席図の後、資料1として専門調査会の委員名簿。

資料2といたしまして、「第4次男女共同参画基本計画の構成(案)」という1枚紙でございます。

資料3といたしまして、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】」。

資料4-1といたしまして、「男女間における暴力に関する調査報告書<概要版>」。

4-2といたしまして、報告書の本体でございます。

それから、資料5-1といたしまして、「平成26年度『ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業』報告書(概要)」の1枚紙。

同じく、5-2として報告書本体。

それから、資料6-1として、「ストーカー総合対策の概要」、1枚紙。

そして、資料6-2として、総合対策の本体をつけさせていただいております。

乱丁、落丁等がありましたら、事務局までお申しつけください。

○辻村会長 ありがとうございます。資料を御確認いただきましたでしょうか。委員は、当初10名でしたけれども、3名退任されたということで、現在は7名体制です。今日はお2人、阿部委員と森田委員が御欠席ということで、5名になっております。

この3名退任の後には、補充が予定されておりますか。それはいつ頃でしょうか。

○水本暴力対策推進室長 今後の検討ということになっております。

○辻村会長 原則は補充していただくということですね。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題でございますけれども、第1の議題は、「第4次男女共同参画基本計画（基本的な考え方）について」でございます。これにつきましては、これまで計画策定専門調査会の起草ワーキングチームで検討されてまいりまして、今回「基本的な考え方」の案が示されております。これについて、まず議題1ということで御審議をいただきますので、事務局からこの内容について報告をしていただきます。

○水本暴力対策推進室長 それでは、御説明させていただきます。資料2と3に従って御説明させていただきます。

最初に資料2でございます。こちらが第4次男女共同参画基本計画の全体の構成の現時点での案ということでございます。Ⅰ「基本的な方針」の後、Ⅱとして「あらゆる分野における女性の活躍」、Ⅲとして「安全・安心な暮らしの実現」、Ⅳとして「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、Ⅴとして「推進体制の整備・強化」ということで、こちらにあります12の分野に分けて記載をすることを予定いたしております。

本日御議論いただきますのは、このうちのⅢ「安全・安心な暮らしの実現」の中の⑦「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の分野の原案ということでございます。こちらは第3次計画の第9分野をほぼそのまま引き継いでいるものとお考えいただければと思います。

引き続きまして、資料3に基づきまして、第7分野についての御説明をさせていただきます。こちらの資料でございますけれども、2月13日にこの専門調査会で御議論いただきました。その際にいただきました御意見も踏まえまして事務局のほうで原案を作成し、計画策定専門調査会起草ワーキングチームのほうで御議論をいただいて、さらに修正・追加などを行った現時点のものという整理でございます。特に、第3次計画からの主な修正点について、順次御説明させていただきます。

まず、＜目標＞の部分でございます。第2パラグラフ、「特に」以下でございますが、こちらは前回のときもお話があったかと思っておりますけれども、この5年間の変化として、インターネット経由、とりわけSNSを経由した新しい形での暴力というものが出てきて、多様化しているのではないかと、それにちゃんと対応する必要があるのではないかとということがありましたので、この部分を追加いたしております。

続きまして、第3パラグラフの下から2行目、「とりわけ」の部分でございますけれど

も、こちらはとりわけ配偶者からの暴力の場合に、暴力の連鎖とでもいうのでしょうか、配偶者が殴られていることで、その子どもにも悪影響を与えるといったようなことがあるのではないかと、そのことを明示的に書くべきではないかという、これは起草ワーキングのほうでの御議論がありましたので、追加をいたしております。

それから、第4パラグラフ、「こうした」以下の後半ですが、暴力を生まないための予防教育でございます。こちらは専門調査会でも御議論がありましたが、＜目標＞にも明確にこのことを書くべきではないかという意見がありましたので、追加をいたしております。

それから、同じパラグラフの3行目、「配偶者からの」以下でございますが、こちらは配偶者暴力防止法を初めとして、この5年間にさまざまな法改正、あるいは新しい法律などもできましたので、そういったものの周知徹底、厳正な執行に努めると。これは辻村会長からの御意見もありましたので、追加をいたしております。

なお、修正いたしておりませんが、＜目標＞の1行目の最後の部分ですが、「その回復を図ることは」云々のところですが、こちらは3月25日の計画策定専門調査会において、「回復」ではなく「根絶」とすべきではないかという御意見をいただいておりますので、修正する方向で検討いたしているところでございます。

続きまして、＜施策の基本的方向と具体的な取組＞についての御説明でございます。まず、基盤づくりの部分ですが、(2)「具体的な取組」の①の部分でございます。こちらは2月の専門調査会におきましても、予防啓発、あるいは教育というのが非常に重要であるという意見、阿部委員を初め複数の委員から御意見をいただいておりますので、「加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習」といったことを追加いたしております。

また、一方で、これは柿沼委員であったかと思っておりますけれども、高齢者のほうの被害も決して少なくないんだということで、高齢者に対する広報・啓発も重要であるという御意見をいただきましたので、そのことも付け加えております。

1ページおめぐりいただきまして、2ページの⑤の部分でございます。前回の専門調査会でもう一つ御意見がたくさんありましたのが、連携の重要性ということがございました。連携といった場合に、1つは関係行政機関相互、県と市町村というものもあるかもしれないし、県の中の例えば男女部門と警察とか、それ以外の部門の連携というのもあるかと思っておりますので、それが非常に重要であるといったこと。それから、もう一つは民間団体との連携・支援というのは非常に重要でございますので、この2つのことを⑤のところに書き起こしております。

続きまして、配偶者からの暴力の関係でございます。(1)の3つ目のパラグラフ、「また」以下のところでございますが、こちらは皆様御承知のとおり、配偶者暴力防止法が改正になったということ踏まえまして、その改正内容の周知の徹底、それから生活の本拠を共にする交際相手からの暴力ということもあって、若年層が主としてターゲットになりますので、「若年層に対する予防啓発を充実する」というのを付け加えております。

それから、(2)「具体的な取組」の③でございます。これも同じ話でございますが、改正法の施行後の実態、とりわけ交際相手、法の適用対象になった生活の本拠を共にする者だけでなく、交際相手一般についての暴力の実態の把握、それから分析、さらに、これももう一回繰り返しになりますが、若年層に対する予防啓発というのが非常に重要だということ、ここに付け加えております。

同じく5ページ、⑥でございます。加害者の更生の関係でございます。加害者の更生については、引き続き刑事施設、保護観察所においての的確な処遇というのがあるとともに、社会内での加害者更生プログラムについて実態把握等を進めるべきであるという御意見を森田先生などからいただいておりますので、その在り方について検討するという一文を加えております。

続きまして、3「ストーカー行為への対策の推進」でございます。こちらが今回最大の変更点でございます。ストーカー行為への対策については、第3次計画では配偶者暴力の一項目という扱いになっておりましたが、御承知のとおり、法改正があったりとか、大きな動き、あるいは大きな事件もありました。そういうことも踏まえまして、こちらは新たな項目ということで独立させております。それに伴いまして、「施策の基本的方向」「具体的な取組」、ともに新たに書き起こしているところでございます。

続きまして、4「性犯罪への対策の推進」でございます。こちらについては、専門調査会でも、また起草ワーキングのほうでも多くの先生から御意見がありましたのが、いわゆるワンストップ支援センターの設置の促進ということでございます。それを踏まえまして、4ページ(2)の①と②のところに、ワンストップ支援センターの設置促進について、修正した文章を入れております。

このワンストップ支援センター設置促進といった場合に、前回も申し上げましたが、若干言葉がひとり歩きしているようなところがございまして、ワンストップ支援センターというのはどういう機能を最低限果たしている必要があるのかということ、余りはっきりしていない部分がありましたので、今回事務局のほうで、最低限この機能は必要ではないかということで、性犯罪被害者への専門の相談窓口の機能、それから必要に応じてお医者さんの心身の治療、それから同行支援等の適切な支援ができるというのが、最低限ワンストップ支援センターというからには必要ではないかということで、こういう表現にいたしております。また、これについて、関係部局、あるいは民間支援団体等との連携は非常に重要であるという御意見もいただきましたので、そのことを付け加えております。

また、②のほうについては、こちらは起草ワーキングのほうでも、特に医療面での支援は非常に重要である、急性期の方については治療、緊急避妊その他感染症予防等、たくさんの支援が必要ですので、その支援の充実、それから医療関係者へ啓発・研修が大事だという御意見がありましたので、そこを追加いたしております。

それから、⑥性犯罪に関する罰則の在り方でございます。こちらは、前回の専門調査会で法務省からヒアリングをしていただいたところでございますけれども、法務省のほうで

有識者の検討が引き続き進んでいるという状態でございます。したがって、そのことは当然、検討するということは書くわけでございますけれども、それだけではなくて、「その結果を踏まえて、法制度改正を含む必要な措置を講ずる」というところまで書き込んでいるところでございます。

続きまして、5「子供に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進」でございますけれども、こちらは7ページの②でございます。子供の被害というのは、大人とは違って特別な対応が必要となるということもあって、専門人材の育成が大事であるという御意見がございましたので、追加いたしております。

それから、⑥のところ、これは当然のことですが、予防啓発、教育・学習の充実が大事であるという、こちら専門調査会で御意見がありましたので追加をいたしております。

続いて、6「売買春への対策の推進」でございますけれども、(2)の④でございます。JKお散歩などというような言葉もあったかと思いますが、未成年者をターゲットにしたビジネスのようなものがあって、そういったものが売買春の温床になっているのではないかという御意見がございましたので、ちょっと一般化した形でございますけれども、若年層を主体とする売買春を誘発するおそれのある行為についての実態把握と、違法である場合は当然厳正な対処を図るというのを新たに書き加えております。

続いて、7「人身取引対策の推進」ですが、これまで人身取引対策行動計画2009というのがあって、それに基づく施策が盛り込まれていたのですが、昨年新たな行動計画2014ができましたので、それに基づく施策を新たに書き込んでいるところでございます。

続きまして、8「セクシャルハラスメント防止対策の推進」でございますが、こちらは(1)「施策の基本的方向」の最初の2行でございます。セクハラというのはいわゆる身体的接触によるものだけでなく、言葉のセクハラというのも当然あると。つい最近判決が出たりしておりますので、そういったことも踏まえて、発言、言葉によるセクハラも含まれるんだというのを改めてここに書き下しているところでございます。

それから、(2)の「具体的な取組」の部分でございますが、②の部分でございます。こちらは、被害の未然防止のための、例えばお子さんのほうへの教育、それから教職員等への啓発・教育というのが大事であるという御意見がありましたので、ここを追加いたしております。

それから、最後③のところですが、こちらは森田委員からであったかと思いますが、セクハラを行ってしまったほうの方は、何回も繰り返す傾向がありますので、カウンセリング等が大事であるという御意見をいただきましたので、「カウンセリングを含めた再発防止対策の在り方を検討する」というのを追加いたしております。

それから、最後に9「メディアにおける性・暴力表現への対応」でございますが、こちらは7ページの(2)の②でございます。この関係の法制度改正として、いわゆるリベンジポルノ法の制定、それから児童ポルノ法の改正というのがございましたので、当然これを踏まえた実態把握、取締りの推進、それからその後の実態等の状況の分析、さらにここ

でもやはり若年層への教育・学習充実ということを書き込んでいるところがございます。

その後、8ページ以下は事実関係で、施策でございますので、説明は割愛させていただきます。説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、これから委員の皆様から御意見をお伺いしますが、先ほどから御説明がありましたように、基本計画のワーキングチームで文言に即しまして細かく見てきているわけです。暴力に関連するところもこれまで機会が何度かございましたが、この機会に文言の細かなところの訂正でも結構でございますので、とにかくご意見をお出してください。委員の皆様方、いかがでしょうか。

まず、資料2の全体構造について、御意見がもしありましたらお伺いしておきたいと思えます。暴力の点は、以前の第3次基本計画のときは第9分野でございましたけれども、今回は第7分野に入っています。全体の枠組みとすれば、まず「基本的な方針」があつて、「あらゆる分野における女性の活躍」というところで、これは男女共同参画社会をつくっていく上での雇用等を初め女性の活躍に関するところをまとめています。Ⅲでは、暴力や、健康の問題や困難な生活その他にかかわるところで、「安全・安心な暮らしの実現」というタイトルが出ております。Ⅳが「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」ということで、もう一度各種制度、税制、教育・メディア、防災体制、国際的な協調・貢献という形で分類されております。我々は第7分野のところですけども、何か問題点、御指摘がございましたらお願いしたいと思います。

なお、第3次計画のときには第3分野で、男性、子どもにとっての男女共同参画という章があり、子どもに対する暴力、性暴力などについては、第9分野でも再び書かれるという構造になっておりました。今回は、第3分野にあった子どものところをいろいろな分野に分けて書き込んでいっているということで、決して男性や子どもについての視点がなくなったわけではないわけです。そうしますと、それをどういう形でどこに書き込むかという問題がワーキングチームでも相当議論になっており、我々に関連するところとしましては、暴力の根絶のところ、子どもに対する性暴力や児童ポルノ、若年層の売買春にかかわるところ、メディアの問題など、子どもに関する問題はたくさん出てくるかと思えます。

また、現実問題としてDVの加害者になることの多い男性についても、第3分野で第3次計画では特筆しておりましたところを各分野に分けて書くことになりましたので、男性にとっての問題を我々のところでも書き込む必要があると思えます。全体の基本計画の構成案については、この調査会として御意見はいかがでしょうか。

○山田委員 御無沙汰しております。山田です。辻村先生が言われたことなんですけれども、性暴力とかそういうことに関しては男性も被害者になる可能性もあるということで、その点に表現的に御配慮いただければと思っております。中を見れば、中立的に書かれていると思うんですけども、タイトルがこれだと。

○辻村会長 ありがとうございます。私どもの専門調査会で議論すべきこととしては、

第3次計画のときの第3分野、男性、子どもにとっての男女共同参画というところに相当する書きぶりがここで十分にできているかどうかということも一つの視点であろうかと思えますので、もう一度、今、山田委員がおっしゃってくださったような、男性が加害者になったり、被害者になったりする点を明記しなければならないといえます。

それでは、資料3に移ります。第7分野について、タイトルは「女性に対するあらゆる暴力の根絶」になっておりますが、ここはよろしいですかね。基本的な構成の中ではⅢで「安全・安心な暮らしの実現」の中に入っているのですが、違和感はございませんか。

一般には、男女共同参画の基本計画ですから、男女が両方問題になる場面もあれば、女性の健康や女性に対する暴力など女性をタイトルに入れているところもあります。タイトル、構成についてご意見がないようでしたら、資料3の<目標>の囲みの部分はいかがでしょう。お手元に第3次基本計画の内容が資料として机上配付されております。そこでは第9分野、67ページですけれども、これと比較していただければ、どこが変わったかがわかるわけですが、大体構成は同じですね。それで、近年の状況というものが少し加筆されているということで先ほど説明があったとおりですが、この囲まれている<目標>のところではいかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、私のほうで。私もワーキングチームにおりますので、何回も見ていたはずなんですけれども、改めて見ましたら、最初の1行目、「重大な人権侵害であり」「その回復を図ることは国の責務であるとともに」・・・の部分で、「その回復を図る」だけが書かれていますので予防はどうするのだろうかとななどが、気になってきました。

自分では「人権侵害であり、これを予防・根絶し、その回復を図る」とか、「予防、根絶、回復」など細かく書いたほうがいいのかないかなという感じを持ちましたが、いかがでしょうか。

それから、「特に、近年、SNSなどの」ということで、新しい動きを加えてあるのですが、では旧来のDVはもういいのかとかストーカー被害については近年深刻化しているのではないかと、という反論もありうると思います。そこで、この「重要な課題である」の次に、「配偶者等の暴力やストーカー被害が深刻な社会問題になっている」とか、あるいは「近年、その被害が深刻化している」とか、そういう言葉を入れたらどうかと思いますが、このあたりはいかがでしょうかね。

○山田委員 この文章全体が、「インターネットを経由した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春」、何かちょっと文章がおかしいような、「インターネットを経由した」というのがどこにかかっているのかというのがわからない文章になっていますので。

○辻村会長 これは、リベンジポルノみたいな感じで、それを使った暴力みたいなことなんだと思うんですけれども、何か突然狭くなってしまいますよね。

○山田委員 少しかかり方がわからないので、もうちょっと工夫できるかなと思います。

○辻村会長 そうですね。今からももちろん機会はありますし、地方公聴会やパブコメでも直していただく機会はあるのですが、我々自身気がつかないというのは恥ずかしいこと

ですので、なるべく直せるところは直したいと思えますけれども、いかがですか。

我が国の責務であるだけでなく、国際的な動向なのですが、それは国際分野のほうでもできますから、この分野では国の責務から始まって構わないと思うのですね。「近年、配偶者等からの暴力やストーカー被害が深刻な社会問題化していることもあり」とか、「社会化しており」とか、近年、15年たって深刻化している問題をしっかり書き込んでおいた方がいいので、それをお願いしたいと思えます。

○平川委員 今の御意見に追加してなんですが、私は「SNSなどのインターネットを経由した交際相手からの暴力」、ここで切れるのかというふうに読んでですね。それで「性犯罪」。性犯罪がここに出てくるのは本当にそうだという感じで、それから売買春のこと。それから、私は人身取引の問題を第4次計画はここに挙げて対策を講じるということが必要なのではないかと考えているんです。その理由は、7に挙がっているので、この前にも出したい。その理由は、人身取引がイメージとしては外国籍の方たちが人身取引の被害に遭うというふうなことが少しずつ浸透はしているのですが、実は日本人の若い層の女性たちが人身取引の被害に遭うということが増えているので、そのあたりも本当に社会問題化している、そして被害が深刻になっているということがあるので、それをこの行のところかどこかに人身取引ということを入れていただきたいなと思っています。

○辻村会長 今の御意見を入れるとしますと、この各論のところでは売買春の項目の次に人身取引の項目があるのですけれども、ここに取り上げておりませんので、「売買春、人身取引等」というふうにしておきましょうか。ここに入れればいいですよ。

それから、その後は「女性に対する暴力は」というふうにまとめていますけれども、ここには子どもも男性も入るのですね。「性にかかわる暴力は」、「性に由来する暴力は」というふうを書くのかどうか、難しいですね。タイトルは、女性に対する暴力となっていますが、子どもとか男性の問題も含まれるわけで、このことを<目標>のところで書いておかないと、何か急に女性の話だけになっているという感じもしますね。

「売買春、人身取引等、女性等に対する」というわけにもいかないし、なかなか難しいのですが、ここを検討していただけますか。

「そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要がある」というふうになっておりますが、ここは「新たな視点から」と書いてあったのを「新たな形の暴力」に書き直してあるのですが、これはよろしいですか。

次に「子供、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有している」というのは、第3次と全く同じ文言ですね。「これらの被害者の支援にあたっては」ということですので、文言としては、「子供、高齢者、障害者、外国人等が被害者である場合には」というふうにしたほうがわかりやすいかもしれないですね。そこはまた御検討いただけますか。

それから、「被害者のみならずその子供にも悪影響を与える」という文言が、第3次ときはなかったのですが、ここに書いてあります。これは本来加害者の問題もあるでしょ

うし、「被害者のみならず」というのが要るかどうか。これはよろしいですか。

○小木曾委員 細かい話ですけれども、「また、子供、高齢者」と来て、「それぞれ異なる背景事情や影響を有している」、それぞれ異なる影響を有しているというのは変ですよ。ね。

○辻村会長 これも第3次と同じ表現なんですね。今まで余り議論がなかったのですけれども、「異なる背景事情や影響を有している」というのは、日本語としては何か変ですね。被害者である場合には、「それぞれ背景事情が異なることに配慮し」とか、「背景事情が異なることに配慮し、被害者の支援にあたっては」という感じでしょうか。ここも国語の問題ですけれども、これは公式の文書ですので、なるべく直せるところは直しておくことで、よろしいでしょうか。

それでは、その次のところ、全部内容を含めますので、御自由に御発言いただきたいと思います。私のほうから指摘したいことは、4ページと5ページに法改正の話が出てくるのですけれども、このDV法の改正も、これまでも何度も実施されていますし、これは5年間の計画ですので、この5年間にまた改正がある可能性もあるので、法改正のところには何年度法改正というのを、特定しておいたほうが良いと思いますね。「生活の本拠を共にする交際相手」という表現は今回初めて入れたわけで、これはデートDVについて範囲を広げるという要請が随分いろいろなところから出てきたことへの回答であったわけですから、書いておいてください。

それからもう一つ気がつきましたのが、6ページに子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策というふうにとまとめてあって、3番がストーカーで、4番が性犯罪で、5番が子どもに対する性暴力という形ですね。それで、6番が売買春で、7番で、子どもについてをまとめたのですけれども、児童ポルノがここに入っていますね。

性的な暴力と性暴力は違うと思いますので、性暴力にしたことで概念が狭くなったかもしれない。児童ポルノを言うときに、狭義の性暴力には普通入れませんね。今後、バーチャルポルノの話とか、いろいろな話にどんどん議論が移っていくのでしようけれど、ポルノとか児童買春もここに入れるとすれば、概念を広げておいたほうが良いですね。

○水本暴力対策推進室長 そうですね。ポルノとかも入ります。性暴力もいろいろな使い方があるかと思いますが、よく性暴力、性犯罪と並べて使ったりするような場合は、いわゆる強姦罪とか強制わいせつに当たるようなものに限定されるようにもとられますので、今回はそういう趣旨ではございませんので、3次計画にそろえていただいても大丈夫かと思えます。

○辻村会長 ただ、第7分野のタイトルが別に性暴力に限ってないですよ。ね。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」ですよ。ですから、非常に広い暴力なので、ここだけ何か、女性に対しては暴力で、子どもに対しては性暴力だけにするのも逆じゃないかという感じがしますので、「性的な暴力」にしておきましょうか。細かいですけれども、気がついたのはそんなところですよ。ほかにいかがですか。何か意見を出しておいてください。

○小木曾委員 1番も2番も3番も、4番あたりまでかかわるかと思うんですが、例えば「研修を実施する」とか、「産婦人科医に対する啓発・研修を」というような文言があるわけですが、その研修をする人とか、お医者さんを増やすとか、事業というか、活動を促進していく人をどうやって養成するかという視点をどこかに入れたほうがいいのかなどと思って見ておりました。

○辻村会長 具体的には、6ページの「具体的な取組」のところですか。性犯罪のところ。

○小木曾委員 そこもそうでしょうし、例えば配偶者からの暴力の相談を自治体で受ける、あるいはストーカーの相談を自治体で受けるという場合に、だれがその相談を受けて、どういうふうに対処したらいいのかというのは、研修をするということは書かれていますけれども、だれがその研修をするのかということですね。そういう専門家という人たちを養成する必要があるのではないかということなんです。

○辻村会長 それはどこに書くかですね。例えば、「医師による心身の治療」というところなんかにも当然関係してきますし、「医療関係者に対する啓発・研修を強化する」という、6ページの(2)の②のところ、「医療機関における支援を充実させ」、はっきり言ってしまえば、例えば女性医師を増やすとか、そういうことも書き込むということもあり得るかもしれませんけどね。「医療機関における支援、女性医師の育成」とかですか。そういったことも、「充実させるとともに」ですから、直接的に何か政策としてすることではありませんけれども。

○水本暴力対策推進室長 例えば内閣府で相談員さんの研修とかをするときというのは、より経験を積んだ相談員さんの経験者とか、民間支援団体の、そういう経験を積んだ方とか、要は同業、あるいはそれに近い方の中の知見の深い方をお願いするというのが通常であらうとは思いますが。

○辻村会長 わかりました。私が個人的に関係しているところでも、文部科学省系の女性研究者支援事業だとか、加速事業などですと、やはり文部科学省が担当になりますね。女性医師の育成とか医師の研修とかを一言どこかに入れておけば、学術分野や医療にも関係してくる、厚生労働省だけではなくかなという感じはします。

○水本暴力対策推進室長 6ページの(2)の②の「産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する」とは別にという。

○辻村会長 その前後に、「女性医師を増やすことも含め」とか、「医療機関における支援を充実させる」というところに「緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援・女性医師の育成」とか、そのように何か入れられないかどうか、検討してみてください。

○水本暴力対策推進室長 わかりました。女性医師自体を増やすというよりも、対応できるような女性医師を増やすという趣旨ですね。

○辻村会長 そういうことですよね。

○水本暴力対策推進室長 わかりました。検討いたします。

○辻村会長 ワンストップセンターをつくっても、そこに女性医師を派遣できなかつたり、研修を受けていない人が多かつたりしたら困るわけですから、研修する機関についても書く必要があるかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。児童ポルノは子どものところとメディアに分けたということですよ。それで、児童買春は子どものところに書いて、売買春のところには子どもは書かないということですね。若年層の売買春という形にしたということ。これでよろしいですかね。

人身取引はどうですか。子どもの関係はどういうふうに書きましょうか。

○平川委員 その前に、先ほどの6ページの(2)「具体的な取組」、その②にプラスするかどうかという御議論をいただいているかと思うんですが、私、ワンストップ支援センターを経験して3年なんですが、その経験の中からわかったことは、医療機関の方たちがある特定の、例えば警察の協力医療機関という、東京都であれば29医療機関があるらしいんですが、その方たちは性暴力被害者への対応とか、もちろん緊急避妊等に関する支援というのは御存じなんですが、それをもうちょっと医療機関を広げようとして、東京都は今60の医療機関を何とか連携をとりたいたいという、アンケートとかをとったんですが、ほとんどの方が余り知らないというか、どういうふうにしてやるんですかみたいな形のレベルになっているということで、私もやはりそうなのかと驚いたのと、それは医師の方たちの責任ではなく、そのようなことを養成課程の中で医師の方たちの教育というんでしょうか、そこで全く聞いていないというような実態が浮かび上がっている、そのことをこの②とは別にぜひとも書いていただきたいなと思うんですね。

それから、医師の方たちは本当にお忙しいので、対応していない医療機関、小さなクリニックというふうに言うと変かもしれないのですが、そういう人たちは事務方の人が出てくるということなので、実際には医師の方たちにどう具体的に伝わるのかというのがすごく心もとないということがあるので、もう最初のところから医療教育というんでしょうか、医師の教育のところから入れていただくといいかなというふうに思います。

それからもう一つ①のところ、弁護士さんとの連携というのが全く出てこないんですね。これまでも配偶者間の暴力の防止のことにしても、弁護士さんたちの力というのはものすごく強力なサポート、あるいは連携をしてきたんですが、その法律の中に弁護士さんたちの名前が全く出てこないというので、①でも弁護士さんの名前を書いていただいて、それから例えば日弁連の何かにそれが検討課題になっていくというふうなことがあるならば、それは大歓迎というか、協力体制をとるといような形になるのではないかなと思うんですが。

○辻村会長 ありがとうございます。今の話は、性犯罪のところ、6ページだけではなくて、DVのところなどでも重要ですね。

○平川委員 保護命令に関しては、弁護士さんも自分でやりなさいとおっしゃる方が多いですけれども。

○辻村会長 どこに書くかですね。例えば、3ページの「施策の基本的方向」のところ、「官民連携強化等により被害者に対する効果的な支援のさらなる拡充を図る」とありますが、もっと具体的に医療関係者・弁護士・自治体とか、NGOとか、支援センターとか、具体的に書いて、弁護士も入れていくということもあるかもしれません。

○平川委員 そうですね。司法関係者というのをに入れていただくと。

○辻村会長 それと、教育の重要性の話がこの専門調査会で何度も繰り返し出ていましたが、もっと予防のための人権教育、社会風土を醸成するための「人権教育など」をしなければいけないと思います。ジェンダー教育、人権教育も大学では遅いので、小学校ぐらいから必要だという話は何回も出てきているのですけれども、割と反映されていないかもしれないですね。山田委員、そのあたりはいかがでしょうか。社会風土の醸成というところは非常にアバウトですが。

○山田委員 社会風土の醸成に関しては、あらゆることがそこに盛り込まれてしまったので、私は特に若い人の経済問題とかが重要だと思っているので、多分それを言うと、いや社会風土の醸成に含まれるというふうに言われてしまいそうなので、何か具体的に支援なり、そういうものを書き込めたらなどは考えてはいるんですけれども、なかなかうまくいことが。

○辻村会長 そうですね。3ページのところでは、「啓発・人権教育」とか、そういうことは書いてもいいかと思います。

○山田委員 関連、別件でもよろしいでしょうか。何点かあるんですけれども、まず第1点は、小木曾委員も言われたんですけれども、やはり民間団体との連携というのが、ところどころには書いているんですけれども、それをいろいろなところに書く、もしくはどこかにまとめて書くのが重要になってきたのではないかと思います。

結局、広報・啓発・教育というのが必要なんですけれども、どうもそれが届かない人が出てきたのかな。授業には出ない、学校には行かない、親ともかかわらないというような子どもや若者が増えてきているわけですから、ただ、反面、そういう人たちを対象にした民間支援団体がいろいろ出てきていますので、結局そういう広報・啓発教育が届かない人に対してどういう形で届けていくのか。現場に出ている人たちを通じて届けていくしかないんだと思うんですけれども、そういうことが必要になっていると思います。

○辻村会長 4ページの上から数行目の⑤ですね。

○山田委員 4ページの上から5行目の⑤、これは被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援もそうなんですけれども、今、それだけではなくて、性暴力にかかわるいろいろな支援団体が出てきますから、いろいろなところに書くか、もしくはそういう趣旨のところをどこかに入れていただければとは思っています。それが第1点です。

○辻村会長 わかりました。では、また御検討ください。これはワーキングチームでも意見が出ておりました。5ページのDVのところの最後の⑦に、被害者の支援と広報啓発を推進するという記載があって、広報啓発が出てくるのだけれども、どのように啓発してい

るかという、ホームページに上げてありますとか、ポスターをつくってありますなどです。それにアクセスしない人のほうが多いので、それが届かない人たちにどうやって届くかということが問題なのですね。ですから、もう少し具体化できたらいいと思います。

○山田委員 私、たまたま去年、今もそうなんですけれども、学術会議の若者問題分科会で若年女性の貧困化ということについて、幾つか学術会議でシンポジウム等を開いてきたのですけれども、どうも子どもと大人の間ですよ、そこはもう少し書き込む必要があるのかなと。子どもは児童でもう全くの被害者になる。一方、大人になったらもう売買春で対応するみたいな形なんですけれども、中学生、高校生から自立できる年になるぐらいの間の女性の問題というのはちょっと大きな問題になっているかと思います。

先ほど、7ページの例えば売買春のところ、「若年層を主体とする売買春を誘発するおそれのある行為」としてJKお散歩の例が挙げられて、私、留学中にイギリスとか香港でその話をすると、みんな結構受ける話ではあったんですけれども、単に売買春ということではなくて、売買春だけが悪いというわけではなくて、性的サービスを未成年が売る行為なんです。だから、若年層を主体とする売買春を誘発する、さらにルポルタージュによると、売買春だけではなくて、性暴力やストーカー行為等を誘発するおそれがある行為が、大人未満子ども以上の人たちによって広く、それも人身売買に当たるんでしょうか、そういう形で管理されて行われている場合もありまして、意見になってしまうんですけれども、いわゆるちゃんとした仕事にも就けず、親にも頼れないような人たちが、特に若い女性が増えてきて、こういうポルノや性犯罪や売買春の温床になっているというのがどうも見えてきたので、その点、具体的にどう書くかですけれども、1と4を少し合わせる。もう一個別立てでもいいんですけれども、つまり売買春にかかわる女性に対してはさまざまな支援を必要とする、若年層を主体とする売買春を誘発するおそれのある行為、多分性的サービス産業に従事する行為だと思うんですけれども、性サービス産業に従事する行為をする人には、特に経済的、家族的にさまざまな支援を必要とする女性であるという観点が必要だということをもし書いていただければ、いいものになるのではないかと思います。御検討いただければと思います。

○辻村会長 これもなかなか書き方は難しいですよ。経済的支援まで入れると。

○山田委員 自立支援でもいいですね。

○辻村会長 少しお考えください。ほかにいかがですか。

○平川委員 売買春のところなんです、若い女性たちが被害に遭うのは、売買春というふうな言葉を使ってしまうと、姦淫というか、男性器を女性器にというような刑法の強姦の定義に、本当に狭くなってしまう。例えば性的類似行為というんでしょうか、そのような言葉をここに入れたほうが、実際山田委員がおっしゃったような、大人未満の若い女性たちが被害に遭うという実態に合うような気がするんですね。

売買春を誘発するおそれのあるというのは、売買春を行うおそれのあるという、売防法の表現ですよ。それよりもっともっと今は本当に広がっていて、被害に遭う女性たちが

こういうことなのかということが、具体的に今私たちの性暴力救援センター東京にも電話が本当にたくさん入ってくるというようなこと、この実態がこれの中になかなか入り込めないというか、はみ出ている。それをまたもう一度入れ込むにはどういう言葉がいいのかということで、今ちょっと。

○辻村会長 わかりました。皆さんからいい言葉が見つかりましたら、メールでもお知らせいただくとありがたいですが、6番が「売買春への対策の推進」と非常に狭くなってしまっていますので売買春を誘発するような性サービス産業に従事する若年層、のニュアンスが出てくるといいですね。

ただ、JKお散歩という言葉は、企業のほうも名前を変えてくるでしょうから、固有の言葉は書けないと思いますけれども、そこをうまく表現しなければいけませんね。

○山田委員 誘発は、売買春は悪いけれども、誘発する行為は悪くないというふうな解釈になりかねないので、かつ、誘発するのは売買春だけではなくて、性犯罪、ストーカーも誘発してしまうので、性的サービス、風俗産業というのか、定義がよくわからないですけれども。

○辻村会長 若年女性を対象とした多様な性的・風俗産業に対処するとか、そんな言葉でお願いします。

○平川委員 今、添い寝屋本舗というのがあって。

○辻村会長 添い寝、お散歩と。昔の援助交際がだんだんそういうふうになってきて。

○平川委員 お散歩じゃなくて、部屋の中に閉じ込められて。

○辻村会長 何分間か添い寝するのですか。

○平川委員 はい。お部屋の中に2時間ぐらい。そういうことが、姦淫行為は全然ないけれども、物すごい恐怖、命が狙われるみたいな感じの行為とかがあって、そういうことが今性的類似行為になっているので。

○辻村会長 だんだん手を変え、品を変えて起こってきているということですから、そこを上手に書く言葉を考えてみてください。

○水本暴力対策推進室長 そもそも、この何々の行為という言葉自体が少し定義が狭過ぎるのではないかとということと、あと、売春だけにつながるわけではないということだと思います。余りここを広げますと、そもそも6番じゃなくて、別のところに、例えば5番のところに書いたほうがいいんじゃないかという議論にもなるかと思いますが、それも含めて検討させていただければと思います。

○辻村会長 ここでは子どもの概念は、子どもの権利条約と同じですから18歳未満ですね。ですから、子どものほうに移して書いてもいいかと思います。

○原委員 ちょっと細かなところの指摘と、質問もありますが、3ページの「具体的な取組」の高齢者の暴力、これは高齢者に対する広報・啓発だけではなくて、高齢者福祉の部門とかサービスのいわゆる職務関係者も必要だと思います。

それと、次の②のケーススタディーの対応については、実際の現場対応になりますので、

都道府県計画とか市町村計画にかかわってくる部分が出てくると思いますが、これは計画をつくってから、国の基本方針を少し書きかえるとか、そういうことは考えておられるんでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 この部分は、恐らく第3次計画とほぼ一緒の表現であったかと思しますので、第3次計画だと69ページのところと恐らく全く一緒だと思います。基本方針等をまた見直すかというのは、また状況に応じてということになるかと思えます。

○原委員 わかりました。4ページの⑦のところですけども、重大事件の対応ですね。最後の「的確に対応する」というのがよくイメージが湧かなかったんですけども、これは実際の対応に生かせるようにとか、関係機関の連携を促進するとか、そういうことが含まれているのではないかなというふうに思うんですけども、この的確というのがイメージがよく湧きませんでした。

それと、5ページの⑤の被害者ですね。これは精神的な疾患が書かれているんですが、けがなどによる後遺症というのもありますので、そのあたりも書いたほうがいいのではないかとということと、それと実際には、自立をして、その後の支援ですね。それも、自立以後の支援を本当に途切れなくやるということが大切だというふうに思います。

あと、⑥の加害者更生については、その在り方について検討というのは、実施に向けた取組というほどではないということですか。どれぐらいのことを予定されているんでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 5年先までの話でありますので、最終的にどうなるかというのはあるんですが、まず実態把握をした上で、問題点とか課題とか、あるいはもし行政がかかわるのであれば、どういったことをやらなければならないか、あるいは何があい路になるかというようなところを幅広く検討するというようなイメージでおります。

○辻村会長 ありがとうございます。5ページの⑤は、「被害者繰り返される」となっていますから、ここは誤植だと思いますから、「被害が繰り返される」ということですか。

○原委員 「被害者は」ですね。

○辻村会長 「被害者は繰り返される暴力の中でP T S D等、精神的・身体的疾患」というふうに書いておけばいいですか。

○原委員 そうですね。

○辻村会長 ありがとうございます。時間がかかり経過しましたので、細かな文言の修正等も、これからもメールでも結構のでよろしく願いいたします。

それでは、次の議題でありますけれども、先日来の男女間における暴力に関する調査報告書等を手短かに事務局からその概要を報告していただいて、そして委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。よろしく願いします。

○水本暴力対策推進室長 それでは、御説明をさせていただきます。本日御説明させていただきますのは3つございます。1つが男女間における暴力に関する調査、もう一つがストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業報告。この2つは、いずれも昨年度内

閣府男女共同参画局において実施した調査でございます。また、ストーカー総合対策につきましては、関係省庁の申し合わせでまとめたものでございまして、いずれも先月3月27日に公表をしたものでございます。順番に御説明させていただきます。

まず、男女間における暴力に関する調査報告でございます。資料4-1、概要のほうで御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、この調査は、御存じの先生も多いかと思えますけれども、内閣府におきまして定期的に、ほぼ3年に1回行ってきているアンケート調査でございまして、調査対象は全国20歳以上の男女5,000人、そして有効回収率が7割ぐらいというものでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、3ページ以下が調査結果になりますので、適宜御説明させていただきます。まず、配偶者からの被害経験、いわゆるDVの被害経験でございます。配偶者から暴力の被害を受けたことがありますかと。こちらの被害というのは、いわゆる身体的暴行だけではないというのは御存じのとおりでございます。身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要といったところについて聞いたところ、男女共通で、何度もあったとお答えになった方が6.8%、一、二度という人が13.5%、とりわけ女性に限定いたしますと、左下でございしますが、何度もあったという方が9.7%、一、二度あったという方が14.0%となっております。

前回との比較でございますが、実は少し数値が下がっております。例えば、女性の場合、平成23年の調査ですと、何どもあったという方が10.6%、一、二度あったという人が22.3%でございます。ただ、これは単純に比較できないというふうに考えております。というのは、若干設問の立て方を今回は3年前と変えております。具体的には、まずこれまで身体、心理、性的だけだったのが、経済的圧迫を加えたというのが1つ。

それから、すごく細かい話なんですけど、これまで設問の立て方が、現在の左上のところを御覧いただければと思いますが、Aであれば、身体的暴行（例えば云々）となっているんですが、23年のときは、この身体的暴行（例えば）がなくて、いきなり「殴ったり蹴ったりなどの身体に対する暴行」という書き方をしておりました。身体的暴行、心理的攻撃というのが頭にどんと出てくることによって、回答に何らかの影響が出た可能性がございます。

また、さらに細かいことを申し上げますと、実際に丸をつけるシートのほうが、前回のときは「ある」が左側だったんですが、今回は「ない」が一番左なので、「ない」に丸をつけやすくなった部分もあるのかなというところはございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、我々がよく申し上げる、女性の10人に1人の方が何どもDVの被害を受けているという点については、前回10.6%、今回9.7%で、ほぼ変わっていないということで、引き続き深刻な被害であるという言い方ができるのかなと思っております。

もう一枚めくっていただきまして、被害の相談の有無でございます。だれかに相談しましたかと聞いたところ、女性の場合で5割ぐらい、男性は17%ぐらいの方しか相談していないという結果が出ているところでございます。また、これは誰かにでするので、誰に相談

しましたかと聞きますと、当然家族とか友人といった知り合いの方が圧倒的に多くて、警察あるいは配偶者暴力相談支援センターへの相談というのは非常に低いという結果、これは前回と同様の結果が出ているところでございます。

また、4番は、相手と別れたか別れなかったかということですが、別れたという人もいらっしゃるけれども、別れたいと思ったが、別れなかったという人が、特に女性の場合は40数%に上っているという結果でございます。

続いて5ページ、子どもの被害経験、これは新たな設問でございます。先ほど4次計の話でも出てまいりましたけれども、要はDVと児童虐待とか子どもへの暴力がセットになっているのではないかとということで今回設問したものでございまして、被害を受けた、しかもお子さんがいらっしゃるという方に対して、お子さんも何らかの被害を受けましたかと聞いたところ、あったとお答えになった方が27.3%。中身としては、心理的攻撃が23.1%、身体的なものが13.8%となっております。

また、6番、命の危険を感じましたかというところは、全体の約1割弱、女性の場合は11.4%の方が危険を感じたという答えになっております。

続いて、交際相手からの被害経験でございます。こちら、被害を受けましたかと聞いたところ、女性の場合19.1%、男性の場合10.6%となっております。こちらは、前回の調査と比べて数値が上がっておりますが、前回、例えば女性の場合13.7%なのですが、前回は10代、20代の被害であったということなのですが、今回30代以上の被害も入れたので、その分数値が上がったということでございます。

また、2番が新しい設問でございまして、こちらは法の改正で新たに対象となった同居する交際相手、いわゆる同棲関係の相手からの被害経験を聞いたところでございますけれども、大体3割の女性に被害経験がある。男性の場合は2割弱という結果が出ております。

また、3番は同様に、相談しましたかと聞いたところ、女性の6割、男性の4割が誰かに相談したと。DVに比べれば多うございますが、やはり相談していないという方が相当数いらっしゃるということでございます。

1つ飛ばしまして、8ページの6番、命の危険を感じましたかという設問に対して、女性の4人に1人の方があるとお答えになっているということでございます。

続いて9ページ、今回これが項目ごと新たにつけ加えた質問でございまして、いわゆるストーカーの被害経験、特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験を聞いたものでございます。特定の異性から執拗なつきまとい等、これはストーカー規制法に言うところのいわゆるつきまといとか、メールをいっぱい送るとか、待ち伏せするとか、そういったものですが、その経験がありますかと聞いたところ、女性の場合、約10人に1人の方が経験があるというふうにお答えになっているという結果です。

また、その加害者について聞いたところ、交際相手・元交際相手を初め身近な人からというのが非常に多い。全く知らないというのがそれほど高くないという結果になっているところでございます。

続いて10ページですけれども、相談経験について聞いたところ、さすがにこれはDVとかに比べればかなり高い率で相談しているという結果にはなっておりますが、特に男性の場合は半分以上の人が相談をしていないという結果になっています。また、命の危険について聞いたところ、女性の場合、3割弱と非常に高い率で命の危険を感じた経験があるということになっております。

続いて、5番が異性から無理やりに性交された経験でございます。経験がありますかと聞いたところ、これは女性に対しての設問でございますけれども、6.5%。23年の調査が7.7%でしたので、少し下がったといえれば下がったのかもしれませんが、やはり7%前後という点では大きな違いはないのかなと思っております。また、加害者との関係についても、これも前回と同様ですけれども、配偶者・元配偶者、親、兄弟を初めとする身近な人からの被害というのが多くて、全く知らない人というのは実は1割程度しかいないという結果になっております。

最後ですが、3番として、誰かに相談しましたかと尋ねたところ、相談していないという人が3分の2以上という結果になっておりまして、これは前回、前々回と比べても、余り数値的には変わっていないということで、例えばDVなんかと比べても、性犯罪の場合はやはり誰にも相談しないという傾向が強いのかなというふうに感じているところでございます。

男女間調査は、雑ぱくですが、以上でございます。

続いて、ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業でございます。資料5-1の1枚紙のほうで御説明をさせていただきます。こちらの調査ですが、昨年度1年かけてまして、まず地方公共団体に対してのストーカー被害の相談支援の体制等について伺っております。と申しますのは、ストーカーと申しますと、やはり警察の対応というのがどうしても中心になるというところがあって、これまでそれ以外の窓口で何か対応をとっているかという余り明確になっていないというところがございます。ただ、ストーカー行為規制法の改正の中で、地方公共団体における相談窓口での適正な支援などが盛り込まれたということもありますので、それを踏まえて行ったものでございます。具体的には、自治体のほうにアンケートをとりまして、その実態について調べた上で、有識者の先生方に御議論をいただきまして、今後考えられる取組などについて取りまとめいただいたものでございます。

調査結果でございますが、真ん中の棒グラフを御覧いただければと思うんですが、ストーカー被害に関する相談に対応している窓口が警察以外でありますかというふうに自治体に尋ねたところ、大体4割の自治体があるとお答えになっている。このあるというのは、専門の窓口である必要はない。例えばDVと同様の窓口ところが受けていますというようなものでもいいということですのでけれども、ただ単に転送するだけとか、右から左に流しているだけのものは除く、それから行政なんでも相談みたいなのは除くという前提でやったものでございます。

参考で都市規模別というのも入っているかと思いますが、都道府県レベルだとかなりの割合であるんですが、やはり規模が小さくなっていくに従って率が下がっているという傾向が出ております。

また、対応している相談窓口があるところについて、中身を聞いてみますと、下のⅡの部分ですけれども、マニュアルがありますかと聞きますと、あるというのが12.1%、研修とかやっていますかという、実施しているというのが22.7%、庁内連携でいいますと、やっているところのほうが多いんですが、やっていないというところは2割程度ある。課題は何ですかと聞きますと、やはり一番多かったのが相談に対応するためのノウハウがない、それから相談員等の安全の確保というのが次に来ております。

相談窓口がないと回答した地方公共団体に対して、何が課題ですか、何が必要ですかと聞くと、もっとはつきりしていきまして、ノウハウを有する相談員の育成・確保というのが85%で圧倒的に高くなっているという結果が出ております。

それを踏まえまして今後期待される取組として、委員の先生方から御提言いただいたものでございますが、1つは支援体制の整備でございます。基本計画の中にストーカー被害について盛り込んでいくといった体制の整備が必要ではないか。

2つ目が、先ほども出ていましたが、やはり人材の育成と資質の向上は重要ではないかと。例えば、相談の手引とかをつくっていったりして、それをもとに研修をしていくことが大事ではないか。

3つ目が関係機関の連携体制ということで、これはストーカー特別の体制をとるのがなかなか難しいということであれば、例えばDVの支援体制をうまく生かして、その中でストーカーも扱っていくというような方法もあるのではないかとというような御提言もございました。

また、一時避難措置をしっかりとやっていくということで、当然被害者に周知していくとか、連携をしていくということ。

それから、加害者の対応についても、相談窓口である程度危険度が判断できるようにするようリストをつくるべきではないとか、それから加害者対応の研修などが必要ではないか。

さらに、広報・啓発が重要であると。こういったような御提言をいただいたところでございます。

最後に、ストーカー総合対策でございます。こちらは、関係省庁の申し合わせでつくったものでございまして、経緯でございますが、資料6-1を御覧ください。「すべての女性が輝く政策パッケージ」、昨年10月に決定したものでございまして、その中にストーカー対策の抜本的強化というのが盛り込まれてございまして、この中で総合対策を年度内をめどに取りまとめるということで、こちらの省庁で検討していたものでございます。

中身でございますけれども、下にございます6つの柱立てになってございまして、1つはストーカー事案に対する体制の整備。当然これには警察における対応の強化もございまして、

それから地方公共団体の相談窓口といったところで連携協力を推進していくといったこと。

それから、2番目に一時避難等の被害者の保護ですね。これは婦人相談所の一時保護措置等がございますし、また中長期的なものとしては公的賃貸住宅への優先入居などもございますので、こういったことを進めていくこと。

それから、被害者情報の保護をしっかりとやっていく。これは職務関係者はもちろんのこと、それ以外の被害者情報を取り扱うさまざまな窓口等で全部やっていく必要があるということ。

それから、4番目として、被害者等に対する広報啓発とか、あるいは被害実態等の把握と自治体への情報提供。

そして、5番目として、ストーカー予防のための教育等ということにして、若年者に関する予防啓発、それからネット経由の問題などがありますので、そういったことへの教育啓発が大事であるといったことで盛り込まれております。

最後に、加害者に対する取組ということで、警察における取組、それからいわゆる加害者更生の関係でございますね。保護観察所と警察が連携して、例えばストーカーで1度保護観察処分になったような方に対して、しっかりその動向を把握していくといったようなこと。それから、ストーカー加害者に対する更生のための調査研究などを行っていくといった案件が盛り込まれているということでございます。

御説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。3つの報告が一緒になされましたけれども、このうちストーカー行為の報告書について、警察庁が実施したものですけれども、検討委員会のメンバーに小木曾委員のお名前が挙がっておりましたので、小木曾委員のほうから、概要の説明で何か追加されることや強調されることがありましたらお願いします。

○小木曾委員 これは内閣府でやったものですね。ここにまとめられているとおりでございますけれども、これは民間団体でストーカーの被害者の支援や加害者の相談も一緒にやっているといった方も委員になっておられたわけですが、そういう方に伺いますと、例えば自治体に相談に行く、ストーカーの問題だと、じゃあ警察に行きなさいということが多いんですけども、ところが警察に行って警察で話を聞いても、後で被害を受けたと言われている人と加害者だと言われている人が、また仲よくなるわけではないんでしょうけれども、いわゆる復縁しちゃったり、警察に行って、警告なり、正式な手続に乗せようかと思うと、そこまで考えていたわけではないのにと行って、どういうふうに対処したらいいのかわからないというような事例が、なかなかこれが難しいんだという話を現場では聞いたり、それからDVとストーカーがまじったケースがある。そういったようなケースですと今言ったようなことで、被害者、加害者が離れられないというような実態があって、なかなか難しいということが、地方に話を聞きに行ったときには印象に残りました。

それから、私の先ほどの発言もそれに絡んでいるわけですが、ノウハウがないところにも出ていますけれども、ノウハウがない。警察に行くほどじゃないけれども、相談をした

い。その相談をどこで受けるかという、自治体が受けるといいと思うんだけど、しかし自治体に行ったところでどういうふうに対処したらいいかわからないということですね。だから、そのための人をどうやって育てるかということがかなり重要なのではないかと、思っただけで帰ってきたところでありました。

ついでによろしいですか。先ほどの4次の計画のところのストーカーの記述が割とあっさりしているというのは、総合対策との関係でそうなっているということなんでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 ストーカー総合対策自体、どちらかという短期的な施策でありますので、4次計画に乗るかどうかなどというのはありますが、そこも踏まえて、当然今ここに書いてあるだけというわけではなくて、4次計画に書くときにはもっと記載を施策ベースでは充実させていくのかなというふうには思っております。

○小木曾委員 1点気になったのは、総合対策のほうでは「加害者に対する取組」と6に書いてあるんですけども、4次のこっちの計画のほうには加害者の関係が書いてない点です。

○辻村会長 ありがとうございます。時間的には、この3月の調査報告書を受けて第4次計画の案が出てくる関係になりますから、この調査結果を踏まえた書きぶりをしたほうがいいと思います。

そういうことを考えますと、ストーカー行為のところは薄過ぎる。ストーカー行為についての具体的な取組のところ、電子メールの改正のことと、厳正に対処するという何か1行だけで、広報啓発推進しか書いてないのに対して、せっかく具体的に、一時避難とか、情報、予防教育とか、たくさんのプランが出てきておりますので、これをこの計画にも書き加えていく。「報告書を踏まえ」という形で書いていただいてもいいと思いますので、この報告書の結果を踏まえた加筆をしていただくということによろしいでしょうかね。少し詳しくできるところは詳しくしましょう。

それから、DVのほうでは、資料4-2の調査は、過去のものと同じだからかもしれませんが、「男女間における暴力に関する調査」となっていますね。性的マイノリティーカップル、同性カップルは入っていないですか。異性カップルだけですか。DV法は当然同性カップルも対象にしますし、「生活の本拠を共にする交際相手」の場合には当然入っているわけですね。調査では多分入っていると思いますがタイトルには入っていない・・・。

○水本暴力対策推進室長 聞き方一つであろうとは思いますが、DVとかには入っていない。「夫婦間の」となっていますので、入っていないんだと思いますが。

○辻村会長 配偶者等ですし、「生活の本拠を共にする交際相手」が今度入りましたから、法的な婚姻かどうかは関係がないです。ですから、当然同性カップルも入りますね。

○水本暴力対策推進室長 交際相手の被害経験については、別に「異性の」というのはつけていないので、そのあたりに含まれている可能性はあるとは思いますが。

○山田委員 それで、含まれて回答した人も多いと思うんですけども、いわゆる「無理やり性交」のところ「無理やり異性からの性交」というふうな文言になっていたのを、

性交の部分だけはそうだったので、もし次に調査をするときは「異性」を省いていたほうがいいかなという気はいたしました。今度調査をするときには、「無理やり性交」というだけでいいかなというふうな気がしました。

○辻村会長 そうですね。ここは女性のみを対象としているんですね。

○水本暴力対策推進室長 こちらはいわゆる刑法上の強姦罪とかそちらのほうを念頭に置いているので、女性だけに対してこういう聞き方をしているというものであったかと思えます。

○辻村会長 ただ、法律も変わっていますし。この調査自体が、男女間における暴力に関する調査という形で実施したのですか。依頼したときから。

○水本暴力対策推進室長 そうですね。調査の名称ということですか。

○辻村会長 資料4-2です。調査の名称を、公的な調査者に委託をして調査をしたときに、表題が「男女間」というのが書いてあったのですか。

○水本暴力対策推進室長 そうですね。これはもう以前からこういう名前で。

○辻村会長 以前と同じように今回もやったということですね。

○水本暴力対策推進室長 はい。

○辻村会長 ただ、今後は難しいですよ。渋谷区の例を出すまでもなく、生活の本拠を共にする同性のカップルについても当然DV法の対象になりますし、なかなか難しいです。

第4次計画に書くときに、こういう調査結果を踏まえて、今後もこういう調査を、同性間のDVや性的マイノリティーも含めて調査を行うとか、何かそういうふうなことまで書けるかどうかわかりませんが、そういったことも書き込んでいく必要があるかもしれません。

では、時間のこともありますから、この調査結果について何か御質問がありましたらどうぞ。

○山田委員 今の点で追加で1点なんですけれども、資料6-1の左の上の囲みですけれども、「特定の異性からの執拗なつきまとい」で、先ほども別に異性にする必要がないので、特定の相手でもよろしいかなと思いました。

あとは、やはりこういう異性を強調することによって、性的少数者の人が相談しにくい状況ができれば困るなというふうなことなので、御配慮をお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○原委員 暴力調査の5ページの命の危険を感じた経験の女性9人に1人が増えてますよね。これまで、たしか20人に1人ぐらいというふうに言われていたんですけれども、この増えた背景というのは何か分析されているのでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 明示的に何かというのがあるかと言われるとあれなので、ちょっと後ほど確認してお答えいたします。

○辻村会長 これは、資料4-2の調査票のほうでは何か具体的なページ数とかはわかりますか。別にないですか。わからないですか。

それでは、すぐに答えられないということでしたら、また調べておいていただければと思います。35ページですね。命の危険を感じた経験ということですね。9.2%。全体ベースで15.6%。過去のものというのはどこに書いてあるのですか。

こういう時系列なことも非常に関心がありますし、交際相手からの被害の問題は今回初めての調査になりますので、これがこんなに高い数字が出ているというのはショッキングなことだと思うんですけども、概要版で言えば6ページ、同居する交際相手からの被害経験の有無が、同棲経験がある人の3人の1人というのは、これは非常に高い数字ですよな。

それで、確認ですが、6ページのⅢの「交際相手からの被害経験」というところの1の「交際相手」というのは、いわゆる広いデートDVを含むんですね。同棲していない人も含むが、2番のほうは同居をしているというところが違うんですね。

○水本暴力対策推進室長 そうですね。

○辻村会長 単なるデートDVというか、つき合っているというだけでも14.8%で、女性の場合は19.1%で、一緒に住んでいる場合には29.8%も被害があるというのは、これは今回初めての数字ですね。これはすごいことではないかと。

○水本暴力対策推進室長 先ほどの件ですが、5ページの6番、配偶者暴力について命の危険を感じた経験でございますが、全体で9.2%、女性11.4%となっておりますが、23年が全体が11.9%で、女性が13.4%ですので、少し下がっております。

○辻村会長 母数が多くなったということですかね。

○水本暴力対策推進室長 そうですね。といっても、1割前後という点では極端に下がったとは言いきれないので、大きな変化があったというふうに判断しておりません。

○辻村会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、またこの調査票は今日初めて配付されましたので、皆さんもなかなか詳しいところまでは御覧になってないかもしれません。何か問題がありましたら、次回にもご意見を出していただいて、できましたら第4次の基本計画策定前に、その計画にも加えるべきことなどがありましたら御連絡をいただきたいと思います。

今日いただいた御議論は、事務局で取りまとめまして、皆さんにメール等で確認していただいて、起草ワーキングチームのほうに報告していただくということですね。なるべく反映させていただきたいというふうに考えております。

最後に、事務局から今後の日程について御連絡をお願いします。

○水本暴力対策推進室長 本日は御審議いただき、まことにありがとうございました。ただいま会長からもお話がございましたとおり、起草ワーキングチームに御報告するための案につきましては事務局において速やかに作成し、会長に御確認をいただいた上で皆様方に送付させていただき、御確認をいただければと思っております。

併せて、本日の議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては、事務局作成案を委員の皆様に見ていただきまして、会長に御

確認いただいた後、公表させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回の会議につきましては、また追って御連絡をさせていただきます。

○辻村会長 計画策定の段階でのこの専門調査会は今日で一応終わりですか。

○水本暴力対策推進室長 今後御相談となりますけれども、基本的考え方については、これを踏まえて計画策定のほうで御議論いただくということを考えております。

○辻村会長 また何か御要望等がございましたら、御連絡をお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。お忙しい中、どうもありがとうございました。